

平成30年度 宮崎市介護職員就業定着促進事業 Q&A【事業者用】

番号	Q	A
<p>「平成30年度 宮崎市介護職員就業定着促進事業 介護職員初任者研修受託事業者公募要領」記載事項について</p>		
<p>公募要領5 応募資格</p>		
1	<p>平成28年度に通信形式と通学形式の両方の実績があるが、平成29年度は通学形式のみ実績があります。平成30年度の本事業の応募は平成29年度に実績のある通学形式のみ認められますか。</p>	<p>お見込みのとおりです。研修の実績は前年度によるものとします。過年度に開講・修了実績がある形式の講座でも、前年度に実績がない場合は、応募することができません。</p>
2	<p>前年度に通信形式の開講実績があり、平成30年度から通学形式の開講も検討しています。平成30年度の本事業の応募は両形式とも認められますか。</p>	<p>認められません。研修の実績は前年度によるものとし、本事業として開講できる形式もこれに準じます。お尋ねの場合、平成30年度は前年度に実績のある通信形式においてのみ応募することができます。</p>
3	<p>研修の修了実績とは何をさしますか。</p>	<p>平成29年度に研修を開講・修了し、宮崎県へ介護職員初任者研修事業実績報告書を提出することまでを意味します。</p>
4	<p>なぜ10月末までに開講する講座は、申込前に宮崎県へ申請しておかなければならないのですか。</p>	<p>本事業受託決定後に宮崎県へ申請を行うと、研修の指定まで最低2か月かかるため、効果的な研修の募集ができません。事業開始日から効果的に募集が出来る体制をとっていただくために要件としています。</p>
<p>公募要領6 応募手続き</p>		
5	<p>応募様式1について、「講座定員」、「本事業指定定員」、「最少催行人数」とは何を指しますか。</p>	<p>「講座定員」：貴社講座の通常の受講定員（一般講座としての申込枠）と本事業指定定員（本事業利用者の受入枠）の合計数。 「本事業指定定員」：本事業利用者の受入枠。 「最少催行人数」：貴社が初任者研修を開講する最低人員。 なお、一般講座受入枠と本事業利用者の受入枠の合計が最少催行人数に達しない場合、未開講となります。</p>
6	<p>研修指定機関（宮崎県福祉保健部長寿介護課）の指定を受けた実習（130時間内に含まれる）ではなく、事業者任意の実習を行う場合、何時間ぐらいが妥当ですか。</p>	<p>任意の取組みとして行う場合、各事業者で工夫検討してください。 また、当該実習を初任者研修の指定講座として取り扱う場合、研修指定機関（宮崎県福祉保健部長寿介護課）への相談が必要となります。</p>

平成30年度 宮崎市介護職員就業定着促進事業 Q&A【事業者用】

番号	Q	A
公募要領6 応募手続き		
7	講師・事務員の人件費、会場費、広報費等の本事業への割り振りの計算方法を教えてください。	委託料の積算内訳（様式1-2）をもとに各事業者ごとに割り振りしてください。 一般講座受講料より高い場合、その理由を示してください。
8	応募書類に記載する実習施設は予定で構いませんか。	構いません。
9	応募書類にある研修実績報告書の鑑文（提出したものを原本証明で提出）は平成29年度に実施した全講座分の提出が必要ですか。	1講座のみの提出で構いません。 ただし、平成30年度において通信講座と通学講座の両方を実施する場合、その両方の研修実績報告書の提出をお願いします。
「平成30年度 宮崎市介護職員就業定着促進事業業務委託 仕様書」記載事項について		
仕様書 第3 委託期間		
10	委託期間は、平成31年3月31日までとなっていますが、終了日が平成31年4月以降のコースは対象外ですか。	本事業の対象となる初任者研修とはなりません。（対象外です。）
11	インフルエンザ等により、受講生が委託期間内（平成31年3月31日まで）に修了できなかった場合、平成31年4月以降の講座に振り替えても構いませんか。	本事業は当該年度中に修了することを要件としています。 委託期間終了後の講座の振り替え、補講に係る費用については、介護保険課が関与する事柄ではないため、受講生と話し合いのうえ、対応してください。
12	本事業を希望する学生は、卒業してすぐに介護サービス事業所等に就労しなければいけませんか。将来の進路先の一つとして介護業界も視野にいれている学生は受講できないのでしょうか。	市内の介護サービス事業所等に介護職員等として就労を希望する方が事業の対象となります。 なお、本事業は受講生として決定した後に、受講の要件を満たさなかった場合、宮崎市が負担する研修受講料を受講者に請求することとなります。
13	既に介護サービス事業所等で介護職員等として就労中、または就職内定の状況にある人は受講対象となりますか。	対象とはなりません。 また、現に就労していない方であっても、介護職員初任者研修課程を修了した者と同様以上の資格をお持ちの方も対象とはなりません。

平成30年度 宮崎市介護職員就業定着促進事業 Q&A【事業者用】

番号	Q	A
仕様書 第7 受講対象者		
14	介護職員初任者研修課程の修了者と同等以上の資格とは具体的にどのような資格がありますか。	<p>具体には以下の資格または研修課程を修了した者としています。</p> <p>介護福祉士、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー1・2級、介護職員基礎研修</p> <p>また、看護師等（看護師、准看護師及び保健師）の資格を有している方については、介護職員初任者研修において履修すべき科目を包含すると認められていることから、受講対象としないこととします。</p>
仕様書 第8 委託内容の詳細		
1 研修内容等		
15	1事業者あたりの定員の上限、下限はありますか。	<p>定員の上限は「宮崎県介護職員初任者研修事業者指定基準」で規定されるとおり40人となります。</p> <p>なお、下限の定めませんが、研修指定機関（宮崎県福祉保健部長寿介護課）の指導に従った内容であることが必要となり、事業の利用者（受講生）が受講しやすい環境が求められていることを念頭に置き、事業者の状況に合わせて規模を設定してください。</p>
16	同じ月内に複数の講座を開講し、同一科目について複数講座の受講生を一緒に受けさせてもいいですか。（例：第1講座と第2講座を1週遅れで開講し、同じ科目を第1講座と第2講座の受講生が一緒に受講することはできますか。）	<p>できません。</p> <p>開催期間が重なることは構いませんが、その場合は講座ごとに科目を設ける必要があります。</p>
17	<p>本事業を受託するにあたり、以下の内容について介護保険課からの指定はありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用テキスト ・健康診断の内容や受診医療機関 ・損害保険料等の会社と内容 	<p>「宮崎県介護職員初任者研修実施要綱」等を満たせば、利用の有無を含め、事業者の判断によります。</p> <p>ただし、研修指定機関（宮崎県福祉保健部長寿介護課）の指導に従った内容であることが必要となります。</p>
18	実習は必ず入れないといけませんか。	必須ではありません。
19	宮崎県介護職員初任者研修実施要綱では、修業年限はおおむね8月以内とされています。受講生本人または家族の病気などによって、受講講座の終了日までに修了できなかった場合は、どのような取扱いになりますか。	<p>事業では年度中に研修課程を修了することを条件に受講者を募集します。</p> <p>また、やむを得ない場合を除き、年度中に修了できない等の場合、宮崎市が負担する研修受講料を受講者に請求することとしています。</p> <p>なお、平成31年3月31日までに修了できない受講生に対して、学則に基づき補講を実施することを制限するものではありません。</p>

平成30年度 宮崎市介護職員就業定着促進事業 Q&A【事業者用】

番号	Q	A
1 研修内容等		
20	<p>研修内容について、受託決定後に変更ができない事項はありますか。 また、研修指定機関（宮崎県福祉保健部長寿介護課）への変更届提出の際に介護保険課への届出も必要ですか。その際の様式等は定めてありますか。</p>	<p>受講生を募集した後の研修日程・会場の変更は認めていません。 また、その他の項目の変更も原則は認めていません。 やむを得ない理由で変更が必要な場合は、所定の様式（宮崎市ホームページに掲載）にて提出してください。 また、この場合、研修指定機関（宮崎県福祉保健部長寿介護課）への変更届提出前に、介護保険課に変更内容についての相談をお願いします。 ※担当講師の変更については研修指定機関（宮崎県福祉保健部長寿介護課）への変更届出は必要ですが、介護保険課への届出は不要です。</p>
2 受講料		
21	<p>会場への交通費、昼食代、通信形式でのレポート提出用郵送費は受講生の負担としてもいいですか。</p>	<p>会場への交通費、昼食代等、研修と直接関係のない事項については、受講生の負担として問題ありません。 ただし、通信形式でのレポート提出用郵送費等、研修実施に必要な経費について受講生の負担とすることは認めていません。</p>
22	<p>受講料に、健康診断費・検便費が含まれているが、受講生に一時的に負担させても構いませんか。</p>	<p>受講生に事前に周知し、同意を得たうえで速やかに精算するのであれば可能です。 ただし、その場合は実費精算とし、一人あたりの定額での精算とすることは認められません。 健康診断費等の額を確認できる書類（医療機関発行の領収書の写し等）と受講生が精算金を受領したことが確認できる書類（受領書の写し等）を実績報告時に介護保険課へ提出してください。</p>
23	<p>補講の費用負担を受講生に求めることはできますか。</p>	<p>委託期間中における補講の費用については受講生に求めることはできません。それらを加味したうえで委託料の積算を行ってください。 なお、委託期間終了後の補講に係る費用については、介護保険課が関与する事項ではないため、受講生と話し合いのうえ、対応してください。</p>
3 担当責任者の選定		
24	<p>担当責任者の役割はどのようなものがありますか。</p>	<p>本事業仕様書に記載するとおり、主な役割は以下のとおりです。 ○受講生からの研修に関する相談及び連絡調整 ○介護保険課担当者及び講師等関係機関の連絡調整 なお、担当責任者は委託期間中継続して本委託業務に従事することができる方を選定してください。</p>

平成30年度 宮崎市介護職員就業定着促進事業 Q&A【事業者用】

番号	Q	A
4 受講者への対応		
25	事業者で講座の定員を集めるため、チラシ等の広報物を作成し、募集行為を行う必要はありますか。	本事業公募要領の5応募資格に記載するとおり、参加者募集を行うことができることを募集要件としています。 このことから、事業者は積極的に独自の広報活動を行っていただくことが必要です。 ただし、独自の広報内容に誤りがあり、トラブルが生じることも想定されるため、チラシ等の広報物を作成する場合は、事前に介護保険課への提出をお願いします。
26	介護保険課ではどういった広報を予定していますか。	宮崎市ホームページでの広報を基本とし、研修の参加者募集を行う時期において有効となる広報手段（市広報、市政だより（新聞広告）、ラジオ、Facebook、モニター広告等）を活用するほか、関係機関やその他集会等において広報する予定としています。
27	事業の受託事業者となった場合、自社の研修に申込してもらえよう対象者に働きかけたり、学校などに周知・募集等の営業活動を行うことは可能ですか。	募集行為の主体は本事業の受託事業者となります。また、介護保険課が必要定員の確保を保証するものではないため、受託事業者が積極的に「独自の広報活動」を行っていただく必要があります。 ただし、自社の有利になる事項のみを伝えたり、「絶対に資格が取れる。」「必ず就職できる。」等、言い切りでの広報活動はトラブルの元となることが想定されるため、控えてください。
5 研修の実施		
28	受講生の申込から講座終了後までの一連の流れを確認したい。	宮崎市ホームページ上の「平成30年度 介護職員就業定着促進事業の流れ」を確認してください。
29	受講申込締切日の時点で、参加希望者が最少催行人数に達していなかった場合、その講座は未開講となりますか。	受講申込締切日時点で定員に達していない講座は未開講となります。日程の都合上、申込期間の延長といった対応も原則不可です。
30	定員の全てを「本事業指定定員（本事業利用者の受入枠）」とした講座の実施は可能ですか。	定員の全てを本事業指定定員とすることは可能ですが、その場合、最少催行人数に達せず、未開講となる可能性が高いことが想定されます。 このことから、一般の枠を含めた形をお勧めします。 開講時期や募集方法のことも含め、各事業者でご検討ください。
31	授業の開始時間、終了時間の目安はありますか。	事業所の判断によります。本事業利用者には学生・就業者も含まれることを踏まえたうえ、受講しやすい時間を検討いただくことが望ましいと考えます。

平成30年度 宮崎市介護職員就業定着促進事業 Q&A【事業者用】

番号	Q	A
5 研修の実施		
32	年末年始の授業日に制限はありますか。	ありません。 本事業利用者には学生・就業者も含まれることを踏まえたうえ、受講しやすい時間を検討いただくことが望ましいと考えます。
33	受託事業者に決定後、本事業指定定員の受入枠が拡大することはありますか。	ありません。 ただし、本事業の受入枠に余裕がある場合、新たな追加講座の受託について再公募を実施する場合があります。
34	講義会場と演習会場が違ってもいいですか。	構いません。 ただし、利便性を考えて申し込まれる方が多いと考えられるため、その点への考慮は必要かと思われま
35	無断欠席をした受講生は辞退とみなして構いませんか。	まずは、受講生本人と連絡をとり、状況を把握することに努めてください。 連絡がとれず、欠席が続くような場合等は介護保険課に連絡し、対応について協議する必要があります。
6 介護保険課への報告		
36	受講態度が悪い場合や、他の受講生の妨げになる受講生がいた場合、その受講生の受講を中断させることは可能ですか。	事業者の指導に従わない場合は介護保険課に相談・報告、協議のうえ、事業者の学則に基づき対応して構いません。 この場合、宮崎市からは当該受講者に対して、受講決定の取消し通知書を送付することとしています。
37	受講生から、受講キャンセルの申出や研修を途中で辞退する旨の申出があった場合、どのように対応すればいいですか。	申出の理由を確認のうえ、速やかに介護保険課に報告してください。 また、受講生修了状況報告書（報告様式2）に辞退理由を記載して提出してください。
仕様書 第11 個人情報の取扱いについて		
38	介護保険課に連絡する必要がある個人情報の取扱いに関する過失とは具体的にどのようなことがありますか。	書類の紛失や誤発送、外部への情報流出などが考えられます。 疑わしい状況や判断に迷うことがあれば、速やかに介護保険課にご連絡ください。

平成30年度 宮崎市介護職員就業定着促進事業 Q&A【事業者用】

番号	Q	A
仕様書 第11 個人情報の取扱いについて		
39	個人情報とは具体的にどのような情報がこれに該当しますか。	個人情報とは「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。」と法律で定められています。 このため、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等がこれに該当します。
その他		
40	研修中（実習先を含む）の就職の声掛けは認められますか。	受講生への求人活動は、研修課程が修了した後（修了証明書を交付した後）であれば可とします。